



福祉・介護

福祉

社会福祉課 ☎50-1252



心身に障害のある人のために



心身に障害のある人に、次のような手帳交付や助成・手当の支給などがあります。対象者など詳細は、お問い合わせください。

✿手帳の交付

● 身体障害者手帳

身体に一定以上の障害があり日常生活に著しい制限を受ける人が、障害の程度に応じて各種のサービスを受けるために必要な手帳です。

※交付対象…上肢、下肢、体幹、目、耳、言語、心臓、呼吸器、腎臓、ぼうこうまたは直腸、小腸、免疫、肝臓などに障害があるため、日常生活に著しい制限を受けている人

● 療育手帳

知的障害者(児)の人が、一貫した相談指導や、各種のサービスを受けるための手帳です。

● 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害があり、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人が、各種のサービスを受けるための手帳です。

✿手当の支給

● 特別障害者手当

在宅の20歳以上の人で、日常生活に常時特別の介護を必要とする重度の障害者に支給します。※所得制限があります

● 障害児福祉手当

20歳未満の人で、日常生活に常時の介護を必要とする重度の障害児に支給します。※所得制限があります

● 特別児童扶養手当

家庭で介護されている障害のある児童(20歳未満)の父母などに支給します。※所得制限があります

● 在宅重度知的障害者およびねたきり身体障害者福祉手当

在宅で20歳以上の重度知的障害者またはねたきり身体障害者(20歳以上65歳未満で6カ月以上ねたきりであり生活全面に介護を要する者)並びに介護者のいずれかに支給します。※所得制限があります。特別障害者手当など、介護保険給付の受給者を除きます

● 心身障害児童福祉手当

在宅の身体障害者手帳3級以上または療育手帳B-1以上の障害をもつ児童(20歳未満)の保護者に支給します。

※障害児福祉手当の受給者を除きます

✿福祉サービス(難病の人も対象)

● ホームヘルプサービス

日常生活を営むうえで支障のある人に、ホームヘルパーが訪問し、身体介護・家事援助・移動支援などの援助を行います。

● 短期入所

在宅での障害者(児)の介護が、一時的に困難となったとき、短期間施設に入所して日常生活の介護などが受けられます。

● 障害児通所支援

障害児に日常生活における基本的な動作の指導・集団生活への適応訓練などを行います。

● 訪問入浴サービス

家庭で入浴することが困難な身体障害者に移動入浴車を派遣します。

● デイサービス

通所での機能訓練、給食、入浴などのサービスを行います。

● グループホーム

障害者の地域における自立した生活を支援するため、世話人と共同生活を営みます。

● 障害者施設への入所(通所)

施設に入所(通所)して訓練・指導が受けられます。

● 補装具の交付と修理

失われた身体機能を補完または代償することを目的に補装具の交付と修理を行います。

※購入、修理後の申請は無効となりますのでご注意ください

● 日常生活用具などの給付

在宅の重度障害者(児)などの日常生活の便宜を図る用具の給付または貸与を行います。

● 軽度・中等度難聴児への補聴器の給付

身体障害者手帳の交付とならない軽度・中等度難聴児(18歳未満)に対し、補聴器の購入費用の一部を助成します。





福祉・介護

障害者福祉施設一覧

種別	施設名	所在地	電話番号	FAX番号	地図座標	
入所施設	指定障害者支援施設	佐原聖家族園	返田323-1	50-7117	50-7118	⑥・D-4
		大利根旭出福祉園	岡飯田792-1	83-1220	83-1123	⑨・D-1
	救護施設	風の郷「厚生園」	八本555-27	82-5134	82-5135	⑨・A-1
通所施設	指定障害者支援施設	佐原聖家族園つどいの家	返田322-3	50-7117	50-7118	⑥・D-4
		大利根旭出福祉園通所	岡飯田792-1	83-1220	83-1123	⑨・D-1
		聖ヨセフつどいの家	高萩1100-2	79-6505	75-1688	⑧・E-1
		自然	仁良1026-1	70-7771	70-7707	⑨・C-4
	地域活動支援センター	あけぼの園	岩ヶ崎台12-7	54-4320	54-4320	②・D-2
		第2あけぼの園	岩ヶ崎台12-12			②・D-2
		おみがわ	南原地新田459	83-8005	83-8005	④・C-5
	希望之家	佐原イ2173	52-5208	52-5208	③・B-5	
生活ホーム	いぶき	貝塚67-1	83-0522	83-0522	⑨・D-2	

福祉・介護

医療費の助成

● 重度障害者(児)の医療費助成

重度心身障害者(児)の人の医療費の一部を助成します。(所得・年齢制限があります)

● 精神障害者の医療費助成

精神障害のため長期に入院療養をしている人の、低所得世帯の保護者に対し、医療費の一部を助成します。(所得制限があります)

《月額》上限5,000円

● 自立支援医療制度(精神通院)

精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する人が対象です。

● 自立支援医療制度(更生医療)

身体障害者手帳の交付を受けている人が、手術などを行うことにより、障害の軽減などができる場合に医療費の一部が給付されます。

● 自立支援医療制度(育成医療)

身体に障害のある、または放置すると将来障害を残す児童が、手術などを行うことにより、障害の軽減などができる場合に医療費の一部が給付されます。

地域活動支援センターへの通所

在宅の心身障害者で雇用されることが困難な人が通所して、仕事(作業)をしながら必要な指導・訓練を受けられます。

その他

● 自動車税・自動車取得税の減免

障害者本人または家族が障害者のために使用する自動車1台が減免されます。

※手帳の種類、等級により異なります

● 有料道路通行料金の割引

障害者が自ら運転する場合または第1種の障害者を乗せて介護者が運転する場合料金が割引されます。

※手帳の種類、等級により異なります。割引適用自動車は、1人につき1台です

● NHK放送受信料の減免

障害のある人を対象とし、免除基準に該当する場合、放送受信料が減免されます。

※世帯の課税状況や手帳の等級により異なります

● 心身障害者扶養年金制度

障害者(児)の保護者が生存中一定額の掛金を納付し、保護者に万一のことがあった場合に残された障害者(児)に終身一定額の年金を支給するものです。

● 福祉タクシー利用券の交付

重度障害者に対し、年間48枚を限度に、1枚当たり500円を助成します。じん臓機能障害により透析を受けている場合は、年間96枚を限度に助成します。

● 障害者紙おむつの給付

在宅の障害者で紙おむつを使用している人に給付します。

● 小児慢性特定疾患見舞金

千葉県小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている療養者、およびその保護者に支給します。

指定障害者支援施設 エリアマップ9図 D-1

社会福祉法人大泉旭出学園

大利根旭出福祉園

当園は障害者自立支援法による障害者支援施設です。ひとり一人の権利・意思を尊重し、社会参加・その人らしい暮らしの実現に向けて支援します。

■香取市岡飯田792-1
■TEL:0478-83-1220 ■FAX:0478-83-1123
■受付時間(窓口) / 8:30~17:15
■URL:<http://www.portland.ne.jp/~asahide/index.html>



あり

福祉 エリアマップ8図 E-2

グループホーム

いきいきの家くりもと

自然豊かな環境の中で「いきいき」とした毎日をお過ごし頂くために、「安心・安全」のサービスをご提供いたします。

■香取市高萩765-1
■TEL:0478-70-5051
■FAX:0478-70-5052
■URL:<https://www.ikiiki-kurimoto.com/>



あり



その他福祉

社会福祉課 ☎50-1209

✿生活困窮者自立支援制度

「なかなか仕事が見つからない」「家賃が払えず家をでなければいけない」「ずっと働いていないので就職が不安」など、さまざまな事情により、経済的な不安を抱えている市民を対象に、専門家による相談をお受けしています。相談は無料で、秘密は厳守されますのでお気軽にご利用ください。

相談先など: 香取自立相談支援センター

香取市北3-6-5 アイビービル1階
☎79-0516

✿生活保護

病気や失業などで収入がなくなったり、あるいは減少して生活に困った人が、自分の資産や能力を活用したり、親族の援助を受けたりしてもなお、暮らしていけない人に対し、その程度に応じて最低限度の生活を保障して、自立できるように援助する制度です。

✿民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、生活上でさまざまな困難が生じたとき、良き相談相手として助言したり、行政や関係機関とのパイプ役を務めたりしています。守秘義務がありますので安心してあなたのお住まいの区域を担当する民生委員にご相談ください。

また、児童に関する相談は、児童問題を専門に担当している主任児童委員にご相談ください。

✿見守りネットワーク事業

高齢者や障害者および生活に不安を抱えている人などが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地区の民生委員を中心に、地域の人たちや民間団体などの協力をいただきながら、見守り活動を実施しています。さりげない見守りや声掛けにより、安否確認、諸問題の早期発見、相談支援のきっかけづくり、また、緊急時・災害時の迅速な対応につながります。

●協力団体(通常の業務の中で、見守り活動を行っている民間事業者)

牛乳・新聞などの配達業者、薬局、保険業者など

●関係機関(市と連携して支援を行う団体)

警察署、消防署、社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、地域包括支援センター、中核地域生活支援センターなど

✿万一のときの対応 ~災害支援のご案内~

詳しくは、32~33ページをご覧ください。

福祉・介護

高齢者福祉

高齢者福祉課 ☎50-1208

高齢者のために

✿高齢者の生きがい支援

●高齢者クラブ

高齢者の仲間づくり、生きがい活動、健康増進のために活動しています。

香取市高齢者クラブ連合会事務局 ☎83-7071

●生きがい活動支援通所事業

60歳以上のひとり暮らし高齢者などに対し、定期的に市内4カ所でミニデイサービスを実施し、仲間づくりと介護予防を図ります。

●シニア健康プラザ

高齢者などの健康増進を図るとともに教養の向上およびレクリエーションの場を提供する施設です。☎54-7110

✿高齢者の生活支援

●緊急通報体制等整備事業

高齢者のみの世帯などに対し、緊急事態に備えて24時間体制で対応できる通報装置を設置します。※所得により自己負担があります

●外出支援サービス事業

ストレッチャー、車いすでなければ移動できない在宅の高齢者および障害者に対して、医療機関などへ送迎を実施します。※利用制限、自己負担があります

●日常生活用具等給付事業

ひとり暮らしの高齢者などに対し、日常生活用具の給付および貸し出しを行います。





福祉・介護

● 高齢者通院タクシー事業

高齢者世帯の76歳以上高齢者が、医療機関へ通院のためタクシーを利用した場合、料金の一部を助成します。

※申請し、利用券の発行を受けてください

● 養護老人ホームへの入所

概ね65歳以上で、環境上の理由および経済的理由により在宅において養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホームに入所させます。

● 高齢者および障害者入院時おむつ代助成事業

医療機関に入院している高齢者および障害者に対し、おむつ代を一部助成します。(所得制限があります)

● 家族介護用品支給事業

重度の介護(要介護4または5)を要する高齢者を在宅で介護している世帯に対し、申請によりおむつなどの介護用品を支給します。※支給要件および所得制限があります

● 家族介護慰労金支給事業

重度の介護(要介護4または5)を要する高齢者を在宅で1年以上介護している世帯に対し、申請により、慰労金を支給します。※所得制限があります

● 成年後見制度利用支援事業

親族などによる申立てが行えない高齢者に対し、市長による成年後見審判の申立てを行い、低所得者に対しては後見人などの報酬の助成を行います。

● 認知症高齢者家族のつどい

認知症の人や、高齢者を介護している、介護していた家族の人の悩みや心身の負担を、交流を通じて軽減します。

✿ 高齢者の介護予防

● 介護予防教室

「健康で生き生きとした生活」を応援する転倒骨折予防教室、認知症予防教室をはじめ、市民の皆さんの希望により、専門職が地域に出向いて行う介護予防講座、香取もりもり体操などがあります。

● 介護予防サポーター養成講座

地域での高齢者の閉じこもり予防、相互支援のサポーターを養成します。

● 認知症サポーター養成講座

認知症の基礎知識を学び、認知症を理解した応援者「認知症サポーター」を養成します。

✿ 地域包括支援センター

● 佐原地域包括支援センター

(担当地区)佐原地域・栗源地域
(所在)市役所内2階 ☎50-1231

● 小見川地域包括支援センター

(担当地区)小見川地域・山田地域
(所在)小見川支所内 ☎82-0718

● 総合相談

介護に関する相談以外にも、健康や医療、生活に関する相談もお受けします。また、ご家族以外の人でも近隣に暮らす高齢者に関する相談もお受けします。

● 権利擁護、虐待の早期発見・防止

高齢者の仲間づくり、生きがい活動、健康増進のために活動しています。高齢者の人権や財産を守るため、必要なサービスの紹介や利用支援、虐待の早期発見・防止を進めます。

● 包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者が暮らしやすい地域をつくるために、各機関との連携や、個々の介護支援専門員に対する支援を行います。

● 介護予防ケアマネジメント

介護保険制度の介護予防・生活支援サービス事業対象者および要支援1、2に認定された人に、介護保険サービスが適切に提供されるようケアプランの作成やサービス提供事業者との連絡調整などを行います。

✿ 要支援の人が利用できるサービス(予防給付・総合事業)

【在宅サービス】

● 訪問サービス

介護予防訪問介護(総合事業)
介護予防訪問看護
介護予防訪問リハビリテーション
介護予防居宅療養管理士指導

● 通所サービス

介護予防通所介護(総合事業)
介護予防通所リハビリテーション
介護予防小規模多機能型居宅介護(地域密着型)
介護予防認知症対応型通所介護(地域密着型)

介護老人保健施設 エリアマップ9図 B-3


入所・短期入所・通所リハビリ・居宅支援

おおくすの郷

明るく家庭的な雰囲気の中で、リハビリと心のこもった看護・介護を提供しています。

■香取市府馬3723
■TEL:0478-78-1122
■FAX:0478-78-1000
■URL:https://ookusunosato.com/

Pあり(20台)



福祉施設 エリアマップ7図 A-2


医療法人社団 志誠会 介護老人保健施設

夢プラスワン

入所・短期入所療養介護・通所リハビリテーション

■香取市大倉1196-1
■TEL:0478-57-1511 ■FAX:0478-57-1512
《夢プラスワン 指定居宅介護支援事業所》
■TEL:0478-57-1580 ■FAX:0478-57-1581

Pあり



介護保険

介護保険制度

介護保険制度は、介護が必要となっても住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるよう、介護を社会全体で支える制度です。

介護保険サービスが利用できる人は

	年齢	サービスを受けられる人
第1号被保険者	65歳以上の 人	原因を問わず、介護が必要になった人は、要介護認定を受け、サービスの利用ができます。
第2号被保険者	40歳～ 64歳の人	介護保険で定められた特定の病気が原因で介護が必要となった人は、要介護認定を受け、サービスの利用ができます。

介護認定を受ける手順

(1)申請

介護サービスが必要になったときは、要介護認定の申請をしてください。申請は、本人や家族のほか、居宅介護支援事業者や介護施設、地域包括支援センターに代行してもらうことができます。

●申請に必要なもの

- ・65歳以上の人 介護保険証
- ・40歳～64歳の人 医療保険証

(2)認定調査等

調査員が国で定められた心身の状況などの項目について、本人・家族から聞き取り調査を行います。また、本人の主治医に心身の状況についての「主治医意見書」の作成を依頼します。

(3)審査判定

認定調査の結果や主治医意見書を基に「介護認定審査会」で、介護の必要性や程度について審査します。

(4)認定結果通知

介護認定審査会の審査結果に基づいて、「非該当(自立)」 「要支援1～要介護5」までの区分に認定し、その結果を通知します。

介護サービスを利用するとき

(1)「要支援1～2」と認定された人

地域包括支援センターを通じ、ケアプランに基づいた介護サービスが利用できます。

(2)「要介護1～5」と認定された人

居宅介護支援事業者のケアマネジャーが、利用者の希望や状態に応じたケアプランを作成します。利用者はケアプランに基づいて介護サービス事業者が提供するサービスを利用します。

介護保険施設に入所する場合は、その施設内でケアプランを立てることになります。

※ケアプランの作成に自己負担はありません

※介護サービスの利用は、原則としてサービスにかかった費用の負担割合証に記載された割合を負担します

介護サービスの種類

●居宅サービス

自宅を中心に利用するサービスには、訪問してもらうサービスや施設に通うサービスなどさまざまな種類があります。

(1)訪問サービス

●訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。

●訪問入浴介護

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。

●訪問看護

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理をしてもらいます。

●訪問リハビリテーション

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。

介護・福祉 エリアマップ8図 E-3

一人ひとりに愛と希望を
九十九里ホーム

九十九里ホーム 山田特別養護老人ホーム

住み慣れた地域で生活を

■香取市大角1545-16
■TEL:0478-70-7171
■FAX:0478-70-7173
■URL:http://www.99-home.com/yamada-tokuyou/



介護 エリアマップ8図 E-4

あたたかい介護を目指して
グループホーム山里

認知症によって自立した生活が困難になっても、住み慣れた町で自分らしい生活を笑顔で過ごせる・・・そんな場所でありたいと思います。

■香取市新里1182-12
■TEL:0478-70-8156
■FAX:0478-70-7750
(本社) 有限会社グレイスケア 香取市新里1182-10



P あり



福祉・介護

● 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。

(2)通所サービス

● 通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

● 通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

● 小規模多機能型居宅介護

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

● 看護小規模多機能型居宅介護

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」(介護と看護)、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

● 認知症対応型通所介護

認知症と診断された高齢者が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

(3)短期入所サービス

● 短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

● 短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。

(4)その他

● 居宅介護支援

ケアプランの作成のほか、在宅サービスを有効に利用できるように、サービス事業者との連携調整や施設の紹介を行います。

● 福祉用具貸与

特殊寝台や車いすなどが借りられます。

● 特定施設入所者生活介護

有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

● 特定入所者介護サービス

所得が低い人は、施設サービスなどを利用したときの費用に対し、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超えた分は介護保険から給付されます。

● 福祉用具購入

ポータブルトイレや入浴用補助用具などの購入費が支給されます。

● 住宅改修

手すりの取り付けや段差の解消など、小規模な住宅改修に要する費用が支給されます。

● 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症と診断された高齢者が共同で生活しながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

※所得が低い人には、家賃の一部が助成される制度があります

● 市特別給付(紙おむつの支給)

在宅の要支援、要介護認定者を対象に紙おむつが支給されます。

✦施設サービス

「要介護1」以上の人が利用できます。入所を希望する施設に直接申し込みます。

● 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

常に介護が必要で、自宅では介護ができない人が対象の施設です。

※新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の入

● 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点を置いた介護が必要な人が対象の施設です。

● 介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、長期間にわたり療養が必要な人が対象の施設です。

● 介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な人が対象の施設です。

福祉・介護 エリアマップ4図 B-2


自分らしく 充実した生活を

エール・健康福祉プラザ

介護のお悩み、お気軽にご相談ください。
福祉用具貸与・販売、リハビリデイサービス、訪問介護、サービス付高齢者向け住宅もご提供しております。

■ 香取市野田848
■ TEL:0478-79-9939
■ FAX:0478-79-9938

P あり





❖ 自己負担が高額になったときの負担軽減

● 高額介護サービス費

同じ月に利用した介護サービス利用者負担の合計が高額になり、限度額を超えたときは、超えた分が後から給付されます。

● 高額医療合算介護サービス費

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の1年間の自己負担額が限度額を超えたときは、超えた分が後から給付されます。

❖ 介護保険料の納付

40歳以上の皆さんが納める介護保険料は、国や県、市の負担金と併せて、介護保険を健全に運営していくための大切な財源になります。災害など特別な事情がないのに保険料の滞納が続くときは、滞納した期間に応じて利用者負担が増額したり、一時的に保険給付が差し止められたりすることがあります。

種類	納付方法	
第1号被保険者	特別徴収	年金額が、年額18万円以上の人は、年6回の年金から直接差し引かれます。 ※65歳到達後、しばらくは特別徴収できませんので、普通徴収になります。 ※本人や世帯員の収入申告等のやり直しなどで、年度の途中で保険料の所得段階が変更になると、特別徴収が停止したり、普通徴収が発生したりすることがあります。
	普通徴収	年金額が、18万円未満の人は、市から送られる納付書または口座振替で納めます。 納期は1期(7月)から8期(2月)の8回です。
第2号被保険者	加入されている医療保険の算定方法によって決まります。 医療保険の保険料に、介護保険料分を上乗せして納めます。	

❖ 障害者控除対象者認定書の交付

所得税の確定申告や市県民税申告の際に障害者控除が受けられる認定書を発行します。申請が必要です。

対象は65歳以上で要介護1～5の要介護認定を受けている人、またはその人を扶養している人です。認定の程度に応じて「障害者控除対象者認定書」を発行します。ただし、認定調査票の認知症高齢者と障害高齢者の日常生活自立度が両方ともほぼ自立の人は対象外です。

また、要介護認定がない人でも寝たきりの状態にあり、その証明として主治医が作成した「おむつ使用証明書(有料)」をお持ちいただいた人に、「特別障害者控除対象者認定書」を発行します。

